

神鉄線 旅客営業規則の一部改正について(2024年5月1日から適用)

現 行 (旧)	変 更 (新)
<p data-bbox="533 368 696 400">旅客営業規則</p> <p data-bbox="107 488 421 515">第18条(乗車券の発売時間)</p> <p data-bbox="147 528 1117 595">駅における乗車券の発売時間は、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車時刻までとする。</p> <p data-bbox="147 608 987 635">2 前項の規定にかかわらず、定期券については、その発売時間を別に定める。</p> <p data-bbox="147 684 1117 788">3 発売区間については、前2項に規定する発売時間において、旅客の希望する区間の乗車券を発売する。ただし、普通券および回数券の発売区間については、別に定めることができる。</p> <p data-bbox="107 837 376 865">第22条(普通券の発売)</p> <p data-bbox="170 877 591 904">普通券は、次の各号によって発売する。</p> <p data-bbox="170 917 338 944">(1) 片道乗車券</p> <p data-bbox="203 957 1102 984">旅客が、普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車する場合に発売する。</p> <p data-bbox="170 1074 338 1141">(2) 往復乗車券 (略)</p> <p data-bbox="107 1190 376 1217">第28条(回数券の発売)</p> <p data-bbox="170 1230 1048 1257">旅客がしばしば同一運賃区間を乗車する場合は、11券片の普通回数券を発売する。</p> <p data-bbox="147 1270 1117 1374">2 旅客が同一運賃区間を、鉄道事業法施行規則第35条第1項に規定する平日の発着時刻で列車を運行する日(以下「平日」という。)の10時から16時までの間および平日以外の日にしばしば乗車する場合は、6券片の時差回数券を発売する。</p> <p data-bbox="147 1386 1117 1450">3 旅客が同一運賃区間を、平日以外の日にしばしば乗車する場合は、7券片の土・休日回数券を発売する。</p> <p data-bbox="147 1463 835 1490">4 時差回数券および土・休日回数券は、大人に限り発売する。</p>	<p data-bbox="1563 368 1727 400">旅客営業規則</p> <p data-bbox="1144 488 1458 515">第18条(乗車券の発売時間)</p> <p data-bbox="1184 528 2154 595">駅における乗車券の発売時間は、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の<u>発車予定</u>時刻までとする。</p> <p data-bbox="1184 608 2154 675">2 前項の規定にかかわらず、定期券、<u>回数券、団体券、貸切券</u>については、その発売時間を別に定める<u>ことがある</u>。</p> <p data-bbox="1184 684 2154 788">3 発売区間については、前2項に規定する発売時間において、旅客の希望する区間の乗車券を発売する。ただし、普通券および回数券の発売区間については、別に定めることができる。</p> <p data-bbox="1144 837 1413 865">第22条(普通券の発売)</p> <p data-bbox="1207 877 1628 904">普通券は、次の各号によって発売する。</p> <p data-bbox="1207 917 1375 944">(1) 片道乗車券</p> <p data-bbox="1225 957 2128 1061">旅客が、普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車する場合に発売する。 <u>ただし、その経路が折り返しとなる場合または環状線を1周し更にこれを越える場合を除く。</u></p> <p data-bbox="1207 1074 1375 1141">(2) 往復乗車券 (略)</p> <p data-bbox="1144 1190 1413 1217">第28条(回数券の発売)</p> <p data-bbox="1207 1230 2083 1257">旅客がしばしば同一運賃区間を乗車する場合は、11券片の普通回数券を発売する。</p> <p data-bbox="1184 1270 2154 1337">2 <u>前項</u>の規程によって回数券を発売する場合、1券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限る。</p> <p data-bbox="1184 1350 2154 1417">3 <u>前各項の規程によって発売する普通回数乗車券は、身体障害者・知的障害者旅客運賃割引規則を適用して発売するものに限る。</u></p>

5 第1項から第3項までの規程によって回数券を発売する場合、1券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限る。

第29条（放送大学回数券または通学回数券の発売）

放送大学の学生（全科履修生、修士全科生および博士全科生）が授業の出席および学校行事への参加等直接教育と関連のため、または指定学校のうち、通信教育を行なう高等学校の生徒が、面接授業または試験のため、区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する学校の代表者において、必要事項を記入して発行した学校学生生徒旅客運賃割引証を提出したときは、旅客の居住地最寄り駅と当該指定学校最寄り駅までの区間について、放送大学回数券または通学回数券を発売する。ただし、時差回数券および土・休日回数券は発売しない。

~~2 学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1か月間とする。~~

第42条（旅客運賃の計算に使用するキロ程）

（中略）

2 普通旅客運賃を計算する場合、その経路の全部もしくは一部が復乗となる場合は、復乗が開始される駅で打ち切って格別に計算する。

第55条（放送大学回数券または通学回数旅客運賃）

第29条の規定により、放送大学回数券または通学回数乗車運賃は、次のとおりとする。

~~(1) 放送大学の学生（全科履修生および修士全科生）~~

~~—— 11券片とし、その区間の大人普通回数旅客運賃から2割を割引する。~~

~~(2) 通信制学校の生徒~~

~~—— 11券片とし、その区間の大人普通回数旅客運賃から5割を割引する。~~

第94条（定期券の様式）

定期券の様式は、次のとおりとする。

(1) 通勤用



第29条（~~削除~~）

第42条（旅客運賃の計算に使用するキロ程）

（中略）

2 旅客運賃を計算する場合、その経路の全部もしくは一部が**復乗（同一の区間につき、複数回列車に乗車することをいう。）**となる場合は、**復乗**が開始される駅で打ち切って**各別**に計算する。

第55条（~~削除~~）

第94条（定期券の様式）

定期券の様式は、次のとおりとする。

(1) 通勤用



- 備考 ①小児用は、「小」を表示する。
②特別割引用は、「障」「介」「育」「護」を表示する。

(2) 通学用



- 備考 ①小児用は、「小」を表示する。
②特別割引用は、「障」「育」を表示する。

附 則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

- 1 経済情勢などの外的環境が変化した場合、または当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがあります。
- 2 前項による変更の際には、当社ホームページ等その他相当な方法であらかじめ周知します。

この規則は、2023年10月1日より実施します。

- 備考 ①小児用は、「小」を表示する。
②特別割引用は、「障」「介」「育」「護」を表示する。

(2) 通学用



- 備考 ①小児用は、「小」を表示する。
②特別割引用は、「障」「育」を表示する。

附 則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

- 1 経済情勢などの外的環境が変化した場合、または当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがあります。
- 2 前項による変更の際には、当社ホームページ等その他相当な方法であらかじめ周知します。

この規則は、2024年5月1日より実施します。

連絡運輸取扱規則

第4章 回数乗車券

第1節 回数乗車券の発売

第44条（普通回数乗車券の発売）

旅客が、第1条に定める神鉄線と連絡会社線との間をしばしば乗車する場合は、11 券片の連絡運輸に係る普通回数乗車券を発売する。

第45条（時差回数乗車券の発売）

旅客が、平日の10時から16時までの間及び平日以外の日に、第1条に定める神鉄線と連絡会社線との間をしばしば乗車する場合は、大人用に限り6 券片の連絡運輸に係る時差回数乗車券を発売する。

第46条（土・休日割引回数乗車券の発売）

旅客が、平日以外の日に、第1条に定める神鉄線と連絡会社線との間をしばしば乗車する場合は、大人用に限り7 券片の連絡運輸に係る土・休日割引回数乗車券を発売する。

附 則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

- 3 経済情勢などの外的環境が変化した場合、または当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがあります。
- 4 前項による変更の際には、当社ホームページ等その他相当な方法であらかじめ周知します。

この規則は、2023年4月1日より実施します。

連絡運輸取扱規則

第4章 回数乗車券

第1節 回数乗車券の発売

第44条（普通回数乗車券の発売）

旅客が、第1条に定める神鉄線と連絡会社線との間をしばしば乗車する場合は、11 券片の連絡運輸に係る普通回数乗車券を発売する。

2 前項の規定によって発売する普通回数乗車券は、身体障害者・知的障害者旅客運賃割引規則を適用して発売するものに限る。

第45条（~~削除~~）

第46条（~~削除~~）

附 則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

- 3 経済情勢などの外的環境が変化した場合、または当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがあります。
- 4 前項による変更の際には、当社ホームページ等その他相当な方法であらかじめ周知します。

この規則は、2024年5月1日より実施します。

以 上